

令和 7 年度 J R 大湊線利用促進助成金交付要綱

令和 7 年 7 月 1 1 日

(目的)

第 1 条 J R 大湊線活性化協議会（以下「協議会」という。）は、J R 大湊線（以下「大湊線」という。）の利用を促進するため、大湊線を利用する者の運賃等について、予算の範囲内において、J R 大湊線利用促進助成金を交付し、路線利用の拡大並びに下北及び上北圏域の活性化を図るものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下北及び上北圏域 協議会を構成する自治体であるむつ市、野辺地町、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、東北町、七戸町及び六ヶ所村をいう。
- (2) 沿線自治体 前号に掲げる自治体のうち、大湊線の停車駅があるむつ市、野辺地町及び横浜町をいう。

(助成対象区間)

第 3 条 助成金の交付の対象となる乗車区間（以下「助成対象区間」という。）は、野辺地駅から大湊駅までの区間とする。

(助成対象者)

第 4 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、大湊線を利用する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 下北及び上北圏域を観光する者
- (2) 下北及び上北圏域で開催されるイベントに参加し、又は観覧する者
- (3) 下北及び上北圏域の飲食店を利用する者

(助成対象期間)

第 5 条 助成金の交付の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、この要綱の施行の日から令和 8 年 2 月 2 8 日までとする。

2 助成金の交付を受けることができる回数は、助成対象期間内において助成対象者一人につき 3 回までとする。

(助成対象経費)

第 6 条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象者が大湊線を利用するために

必要な経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社（以下この条において「ＪＲ東日本」という。）が販売する普通乗車券（大人の休日倶楽部パス、あおもりホリデーパス、青春１８きっぷ、東日本のんびり旅パス及び北海道＆東日本パスを除く。）の購入に要する費用
- (2) ＪＲ東日本が販売する団体乗車券（大人の休日倶楽部パス、あおもりホリデーパス、青春１８きっぷ、東日本のんびり旅パス及び北海道＆東日本パスを除く。）の購入に要する費用
- (3) 株式会社ＪＲ東日本ネットステーションがインターネット上で運営するウェブサイト「えきねっと」において提供する「えきねっとＱチケ」サービスにより販売する前２号に掲げる乗車券の購入に要する費用
- (4) 助成対象区間内における無人駅から乗車し、同区間内における駅で降車した際の支払いに要する費用
- (5) 大湊線の利用期間内に宿泊した沿線自治体内の宿泊施設の宿泊料（助成金の額）

第７条 助成金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第１号から第４号までに掲げるものにあつては、１回の利用につき助成対象経費の全額又は２，３４０円のいずれか少ない額とする
- (2) 前条第５号に掲げるものにあつては、１回の利用につき３，０００円とする。ただし、実際の宿泊料が助成する額を超えない場合は、実際の宿泊料の全額とする。

（助成金の交付申請及び請求）

第８条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る大湊線の最終利用日から３０日以内に協議会へ提出するものとする。なお、申請者が複数いる場合は、一括して申請することができるものとし、一括して申請することができる人数は１０名までとする。

- (1) 申請者の氏名、年齢区分、住所、電話番号及びメールアドレス
- (2) 観光、食事等の乗車目的
- (3) 申請者が訪れた観光地、観光施設（以下「観光地等」という。）、利用した飲食店若しくは参加又は観覧をしたイベントの名称
- (4) 申請者が利用した大湊線の行き帰りの乗車日及び乗車区間、障害者割引の適

用及び切符等購入料金

- (5) 申請者が利用した宿泊施設の名称、宿泊日及び宿泊料金
- (6) 助成金の請求金額
- (7) 助成金の振込先口座

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が大湊線を利用したことが分かる書類
- (2) 申請者が宿泊施設及び飲食店を利用した日付及び金額が分かる書類
- (3) 大湊線の乗車時に大湊線車両内で申請者が写った写真
- (4) 大湊線の降車時に降車駅と申請者が写った写真
- (5) 申請者が訪れた観光地等若しくは参加又は観覧したイベントが分かるものと申請者が写った写真
- (6) 申請者の本人確認書類
- (7) 助成金の振込先口座が確認できる書類
- (8) その他、会長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合は、前項の書類は、J P E G形式又はP N G形式の画像データを提出することができる。

(助成金の交付決定)

第9条 協議会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、適正であると認めるときは、助成金の交付額を決定し、J R大湊線利用促進助成金交付決定及び額の確定通知書（別記）により、申請者に通知するものとし、適正でないと認めるときはその旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 協議会は、前条の規定による助成金の交付の決定をしたときは、速やかに申請者が指定する口座に振り込むことにより交付する。

(助成金の返還)

第11条 協議会は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとし、既に交付した助成金一部又は全部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類等に虚偽があったとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。